

宇部市立厚東川中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月改訂

この方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規定により、厚東川中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

(1)本校のいじめ防止等の対策に係る基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、本校の学校教育目標が示す「志と和をもって未来を創る生徒の育成」を基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

(2)いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

(3)いじめが解消している状態について

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることとし、この相当な期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とします。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、面談等により確認します。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止(いじめの予防)
- 早期発見(把握しにくいいじめの発見)
- 早期対応(現に起こっているいじめへの対応)
- 重大事態への対応
(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

(2) 校内体制について

会長を校長、副会長を学校運営協議会会長とする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ります。また、本会議において、把握した事実を基に今後の対応等について協議し、いじめ解決に向けた全校体制での取組を行います。

いじめ問題対策会議の構成員

会長：校長、副会長：学校運営協議会会長、事務局長：教頭

【教職員】生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、(該当学年主任等)

【心理や福祉の専門家】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【地域住民の代表】学校運営協議会会長

【状況によって、少年安全サポーター、宇部市教育委員会担当指導主事・その他校長が必要と認めた者】

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、生徒の心身の成長の過程に即し、重点的かつ具体的に取組みます。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間にいじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、生徒会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家との連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

ウ 教育相談週間との連携

定期教育相談週間を年3回実施し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。定期教育相談週間以外でも生徒指導上必要な場合は積極的に教育相談を行い、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。また、宇部市全体で年2回行う「いじめアンケート」を活用し、教育相談の充実を図ります。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1)未然防止・早期発見・早期対応の取組

ア 学校全体としての取組内容

いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ①一人ひとりの夢の実現につながる確かな学力を育成するために、きめ細かな指導と生徒理解に努め、「学びを保障する」授業づくりを推進します。 ②人権教育・道徳教育・福祉教育・キャリア教育を中核とした心の教育を推進します。 ③だれにでも気持ちのよいあいさつを進んでする生徒を育成します。 ④教職員が連携して、きめ細かい生徒理解や積極的な生徒指導、教育相談の充実等に努め、生徒一人ひとりにとって「安心・安全な学校」をめざします。 ⑤一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる人権感覚を育成します。 ⑥成長につながる感動体験や特色ある教育活動、主体性を育む生徒会活動や部活動等を通して、生徒に活躍の場を保障し、仲間とともに高い目標をめざして粘り強く頑張る生徒を育成します。 ⑦「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。 ⑧集団活動が苦手な生徒に対しては、人と上手く関わられるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの生徒が、集団活動が苦手な生徒の特性を理解し、温かく受け入れることができるような集団づくりを進めます。 ⑨生徒の危険予測・危険回避能力を高める危険予測学習に力を入れ、あらゆる暴力や危機から生徒自身が自分の身を守り、自ら命の危機を乗り越える力や、生徒同士が相互に危機を察知して適切に対応する力等を育成します。
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ①誰にも相談できない生徒がいるのではないかと認識の下、教職員が連携して、日常のきめ細かな観察を行います。 ②宇部市全体で行う「いじめアンケート」を年2回実施します。 ③毎週実施するいじめアンケートを有効活用し、保護者やSC等と連携して、生徒の悩み等の早期発見・早期解決に努めます。 ④いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して生徒が発するサインを鋭くキャッチすることに努めます。特に、仲間内での言動に留意します。 ⑤特別支援学級に在籍する生徒や、発達障害のある生徒に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守る活動を行います。 ⑥教育相談室等で他の生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できる体制を整えます。 ⑦休み時間の見守りや昼食時の指導等は、複数教職員で連携して行います。 ⑧学校等に相談できずに、悩みを抱えている生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知します。

いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。

いじめの 早期対応	<p>①いじめの疑いが生じた場合、日常の観察やいじめの早期対応・聴き取り等により、状況等の詳細を把握します。</p> <p>②把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定します。必要に応じ、SCやSSWの参画を得ます。また、状況に応じて、臨時職員会議を開催します。</p> <p>③教職員は、いじめられている生徒が相談しやすい対応を行います。教育相談担当やスクールカウンセラーとの積極的な連携を行います。</p> <p>④生徒指導主任等を中心とする複数の教職員が、いじめている生徒への対応を行います。</p> <p>⑤該当学年教員等を中心とする複数の教職員が、周囲の生徒への対応を行います。</p> <p>⑥担任が主に担当しますが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等、複数の教職員がいじめられている生徒の保護者へ誠意をもって対応を行います。</p> <p>⑦面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議した上、担任、生徒指導主任、管理職等により、いじめている生徒の保護者への対応を行います</p> <p>⑧必要に応じ、管理職がPTA等との協議等を行います。</p> <p>⑨必要に応じ、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会、関係諸機関との協議等を行います。</p>
--------------	--

イ 家庭や地域との連携

家庭との連携	<p>○いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め協働して取り組みます。</p> <p>○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進めます。</p> <p>○学級懇談会においていじめを題材に取り上げて話し合う場を設けます。</p> <p>○いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進めます。</p>
地域との連携	<p>○定期的に学校公開日(週間)を設け、地域と連携・協力しながら生徒を共に育てるという意識を高めます。</p> <p>○生徒がよく立ち寄る場所を、ふれあい運動推進員等と連携して組織的な巡回指導等を行い、校外でのいじめの早期発見に努めます。</p> <p>○いじめと思われることがあれば民生委員・児童委員や地域団体等から、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させます。</p> <p>○いじめ問題対策会議や学校運営協議会、地域協育ネット推進協議会等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し改善を図ります。</p>

(2) インターネットや携帯電話・通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて、関係機関との連携しながら対応します。

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス:登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと)

(3) 部活動における生徒情報の共有及び指導・相談体制の確立

常日頃から、技術面だけではなく、生徒の悩みや部員間の人間関係等についてもきめ細かく

把握し、子どもが発する信号を見逃さず、その一つひとつに的確に対応します。その際、部で情報を抱え込み対応が遅れることがないように、教職員あるいは部活動顧問等だけでなく、学校として組織的に連携・確認し、情報を共有します。

(4)「いじり」に関する認識の深化及び適切な対応

いじりやからかいについては、いじめとの境界は不明瞭であり、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要があります。また、本人が笑って相手に合わせていたとしてもいじめの可能性があるため、単なる子どものいさかい等として見逃すことなく、児童生徒の感じる被害性に着目します。いじめの兆候を認知したときは、教職員が敏感に対応しているか今一度確認するとともに、情報を共有し、速やかに家庭と連携しながら、組織的かつ適切な対応を行います。

また、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払いながら行います。

(5)自殺予防に関する取組

いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、児童生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところです。このため、児童生徒が自ら命の危機を乗り越える力、児童生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「自殺予防教育」についての教育活動を行います。特に、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあり、生徒の自殺予防についての組織体制を整え、取組を強化することは、生徒の尊い命を救うことにつながります。学校として、保護者や地域住民、関係機関と連携を深め、自殺予防に向けた取組を積極的に実施します。

ア 自殺予防に係る具体的な取組について

毎週1回のアンケートはもとより、長期休業の開始前のアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めます。学校が把握した悩みを抱える生徒、いじめを受けた又は不登校となっている生徒について、長期休業期間中においても、登校日、部活動、保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認します。長期休業の終了前においても、当該生徒の心身の状況の変化の有無について注意して支援を行います。

イ 関係機関との連携

生徒に自殺を企図する兆候がみられる生徒がいる場合は、保護者、教育委員会、医療機関等と連携しながら組織的に対応します。児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」(以下「SOSの出し方に関する教育」という。)を実施します。また、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を積極的に行います。

ウ 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、保護者、地域住民の参画、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化します。また、学校外における見守り活動については、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施します。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施します。

4 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告します。

(2) 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

(3) 調査結果の報告

当該生徒・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じて、市長へ調査結果を報告します。

5 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。